

YKK AP アリーナ アリーナ会員・利用規約

第1章 総則

第1条（目的）

1. 本規約は、YKK AP アリーナ（以下「本施設」といいます。）において自主事業として実施するフィットネス、教室・スクール、サークルその他のスポーツ振興事業（以下、総称して「本事業」といいます。）について、会員制度および利用条件その他必要な事項を定め、本事業の円滑かつ適正な運営を図ることを目的とします。
2. 本事業は、市民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」「つながる」機会の充実を図り、地域におけるスポーツ文化の形成および健康増進に寄与することを目的として実施します。

第2条（適用範囲）

1. 本規約は、本事業を利用するすべての者に適用します。
2. 本事業の各サービスについて、利用案内、サークル案内、募集要項、料金表、年間スケジュール、キャンセルポリシーその他個別の条件（以下「個別利用条件」といいます。）を定める場合があります。
3. 個別利用条件に本規約と異なる定めがある場合は、当該サービスに関する範囲において個別利用条件を優先します。
4. 本規約は、本施設における一般貸館その他本事業以外の施設利用について定めるものではありません。

第3条（定義）

本規約における用語の定義は、次のとおりとします。

1. 「運営者」とは、本施設において本事業を企画・運営する、とやまアリーナ コンセッション株式会社をいいます。
2. 「アリーナ会員」とは、本規約に同意し、運営者所定の手続により会員登録を行い、所定の入会金および年会費を納入した者をいいます。
3. 「一般（個人）」とは、アリーナ会員としての登録を行わず、利用の都度または運営者が別途定める方法により所定の利用料を支払い、運営者が一般利用を認めるサービスを利用する者をいいます。
4. 「フィットネス」とは、本施設のフィットネスルーム、トレーニング機器、ストレッチスペースおよびこれらに付随して実施されるレッスン等をいいます。
5. 「教室」とは、運営者が自主事業として企画・運営し、運営者が手配したインストラクターまたは講師（以下「講師等」といいます。）による指導を伴う教室、スクールその他のプログラムをいいます。

6. 「サークル」とは、本施設を活動場所として、参加者が主体となって自主的に運営する継続的なスポーツ活動をいいます。
7. 「会員管理システム」とは、本事業における会員登録、予約、申込み、決済その他の手続に使用する株式会社 hacomono が提供する会員管理システム「hacomono」その他運営者が指定するシステムをいいます。

第2章 利用者およびアリーナ会員

第4条（利用者の登録区分）

1. 本事業を利用する者は、会員登録の有無に応じ、次の2区分とします。
 - (1) アリーナ会員
 - (2) 一般（個人）
2. アリーナ会員資格は、本事業全体に共通する会員資格とします。アリーナ会員が複数の本事業を利用する場合であっても、事業ごとに重複して入会金および年会費を納入する必要はありません。
3. 前項にかかわらず、各教室、サークル、フィットネスその他のサービスについて、別途利用料、参加料、月会費、受講料その他の費用が定められている場合は、これを支払うものとします。
4. アリーナ会員または一般（個人）が利用できるサービスおよび利用条件は、本規約および各サービスの個別利用条件により定めます。

第5条（アリーナ会員への入会）

1. アリーナ会員への入会を希望する者は、本規約に同意のうえ、本施設受付または会員管理システムその他運営者が指定する方法により必要事項を登録し、所定の入会金および年会費を支払うものとします。
2. 未成年者が入会する場合は、保護者の同意を必要とします。
3. 登録内容に虚偽、誤記または記入漏れ等がある場合、その他運営者が本事業の安全かつ適正な運営上不相当と判断する合理的な理由がある場合、運営者は入会を認めないことがあります。

第6条（会員情報の変更）

アリーナ会員は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、決済情報その他登録事項に変更が生じた場合、速やかに運営者が指定する方法により変更手続きを行うものとします。

第7条（入会金・年会費）

1. アリーナ会員は、運営者が別途定める入会金および年会費を支払うものとします。

2. 年会費の対象期間、更新方法および支払期限等は、運営者が別途定めます。
3. 納入済みの入会金および年会費は、法令に定める場合または運営者の責めに帰すべき事由がある場合を除き、原則として返金しません。

第8条（アリーナ会員の退会）

1. アリーナ会員が会員資格の終了を希望する場合は、本施設受付にて所定の期日までに退会手続きを行うものとします。
2. アリーナ会員を退会した場合、退会後はアリーナ会員を対象とする料金、定期利用、サービスその他の会員向け制度を利用することはできません。
3. 教室、サークルその他アリーナ会員であることを利用条件とするサービスを利用している場合、アリーナ会員の退会に伴う当該サービスの取扱いについては、各サービスの個別利用条件によるものとします。

第9条（各サービスの利用開始・変更・終了）

1. アリーナ会員資格の取得とは別に、教室、サークル、フィットネスの定期利用その他個別の登録を必要とするサービスを利用する場合は、所定の申込みを行うものとします。
2. 各サービスの変更、休止または利用終了については、それぞれ運営者が定める期限および方法により手続きを行うものとします。
3. 特定の教室、サークルその他のサービスの利用を終了した場合であっても、アリーナ会員の退会手続きを行わない限り、アリーナ会員資格は継続します。

第3章 共通利用条件

第10条（利用料および支払方法）

1. 利用者は、利用するサービスに応じて運営者が別途定める利用料、受講料、参加料、月会費その他の料金を支払うものとします。
2. 支払方法は、会員管理システムによるクレジットカード決済、オンライン口座振替（一部サービス）、券売機、窓口その他運営者が指定する方法によるものとします。
3. 各料金の支払時期、支払期限および決済方法については、各サービスの個別利用条件に定めます。
4. 月単位その他一定期間を単位として定められた料金については、個別利用条件に特段の定めがない限り、利用回数または出席回数による日割り計算は行いません。

第11条（健康状態および利用者の自己管理）

1. 利用者は、自らの健康状態を確認し、自身の体調および身体状況に十分留意したうえで本事業を利用するものとします。

2. 体調不良、発熱、負傷その他運動を行うことが適当でない状態にある場合、利用者は自らの判断により利用を控えるものとします。
3. 運営者、講師等または施設スタッフが、利用者本人または周囲の安全確保のため利用継続が適当でない判断した場合、利用の中止または制限を求めることがあります。

第 12 条（未成年者）

1. 未成年者が本事業を利用する場合、必要に応じて保護者の同意を得るものとします。
2. 保護者は、未成年者による本規約および個別利用条件の遵守、料金の支払いその他本事業の適正な利用に必要な管理および協力を行うものとします。

第 13 条（禁止事項）

利用者、保護者および見学者は、本施設内および本事業の利用にあたり、次の行為を行ってはなりません。

- (1) 他の利用者、講師等、施設スタッフその他第三者に対する迷惑行為、暴言、威嚇、誹謗中傷その他これらに類する行為
- (2) 本事業または施設の円滑な運営を妨げる行為
- (3) 利用資格、利用権利その他の権利を第三者へ譲渡、貸与または転貸する行為
- (4) 運営者の許可なく営利活動、営業活動、宗教活動、政治活動または勧誘活動を行うこと
- (5) 施設、器具または備品を不適切に使用し、または故意若しくは重大な不注意により破損する行為
- (6) 運動に適さない服装または履物で利用すること
- (7) アルコール、薬物その他正常な施設利用に支障を及ぼすものの影響下で利用すること
- (8) 他の利用者または第三者の安全を害する行為
- (9) その他運営者が本事業の安全または適正な運営を著しく妨げると判断する行為

第 14 条（利用停止・会員資格の停止等）

1. 利用者が次のいずれかに該当する場合、運営者は、本事業の全部または一部について利用を停止または制限することがあります。
 - (1) 本規約または個別利用条件に違反したとき
 - (2) 他の利用者、講師等または施設スタッフ等に対して著しい迷惑行為を行ったとき
 - (3) 料金その他の支払いを相当期間滞納したとき
 - (4) 登録内容について重大な虚偽が判明したとき
 - (5) 本人または他の利用者の安全確保のため必要があると認められるとき
 - (6) その他本事業の運営を継続することが困難となる重大な事由があるとき

2. アリーナ会員について前項に該当し、改善が見込めない場合、運営者は会員資格を停止し、または会員資格を終了させることがあります。

第 15 条（事故、ケガ等および責任）

1. 利用者は、自らの健康状態、体力、技能等を考慮し、自己の責任において本事業を利用するものとします。
2. 利用者自身の健康状態、自己管理、第三者の行為その他運営者の責めに帰すことができない事由によって生じた事故、ケガ、疾病その他の損害について、運営者は責任を負いません。
3. 運営者の責めに帰すべき事由によって利用者に損害が生じた場合は、法令に従い対応します。
4. 利用者が故意または過失により本施設の設備、器具、備品その他の物品を破損し、または第三者に損害を与えた場合、当該利用者は必要な対応を行うものとします。
5. 本事業における事故等に関する保険の適用は、利用するサービスおよび運営者または施設管理者が加入する保険契約の内容により異なるものとし、その補償は各保険契約に定める範囲および条件によるものとします。

第 16 条（貴重品等の管理）

現金、貴重品その他の所持品は利用者自身の責任において管理するものとし、運営者の責めに帰すべき事由による場合を除き、盗難、紛失または毀損等について運営者は責任を負いません。

第 17 条（キャンセルおよび返金）

1. 入会金、年会費、利用料、受講料、参加料その他の料金のキャンセルおよび返金については、本規約および各サービスの個別利用条件に従うものとします。
2. 都度利用料、教室参加料その他個別の利用に係る料金について、運営者が定める期限までに所定のキャンセル手続きを行った場合は、個別利用条件に従い返金または振替を行うことがあります。
3. 利用者の自己都合による欠席または利用中止については、個別利用条件に特段の定めがない限り、原則として返金または振替を行いません。

第 18 条（休館、休講およびサービスの変更）

1. 本施設の休館日は、施設管理者が定めるものとします。
2. 興行、催事、施設メンテナンス、天候不良、災害、感染症その他施設運営上やむを得ない事由により、本事業の開催日、利用時間、内容または場所等を変更し、休講し、または中止することがあります。
3. 前項の場合の振替、補講、利用期限の変更または返金の取扱いについては、各サービスの性質および個別利用条件に基づき運営者が定めるものとします。

4. 休館、休講または利用日時の変更等に伴い利用者に発生した交通費、宿泊費その他の付随的費用については、運営者の責めに帰すべき事由がある場合を除き、運営者は負担しません。

第4章 フィットネス

第19条（フィットネスの利用方法）

1. フィットネスは、アリーナ会員および一般（個人）のいずれも利用することができます。
2. フィットネスの定期利用は、アリーナ会員に限り利用することができます。アリーナ会員は、定期利用のほか、都度利用その他運営者が別途定める利用方法によりフィットネスルームを利用することができます。
3. 一般（個人）は、所定の都度利用料を支払うことにより、運営者が一般利用を認める範囲でフィットネスを利用することができます。
4. 会員向け料金、定期利用、割引、優先制度その他アリーナ会員を対象とする制度については、一般（個人）は対象となりません。

第20条（レッスン）

1. フィットネスに付随して軽運動質で実施するスタジオプログラム（以下「レッスン」といいます。）については、参加条件、料金、定員、予約方法等を運営者が別途定めます。
2. 一般（個人）についても、一般利用が認められているレッスンについては、所定の都度利用料または参加料を支払うことにより参加することができます。

第21条（フィットネス利用上の注意）

1. 利用者は、施設スタッフの案内、機器の使用法その他本施設が定める利用ルールを遵守するものとします。
2. 利用者の安全確保その他施設管理上必要がある場合、運営者は機器またはエリアの利用を制限することがあります。

第5章 教室

第22条（教室の位置づけ）

1. 教室は、運営者が企画・運営し、運営者が手配した講師等が実技指導等を行うプログラムです。
2. 指導内容、カリキュラム、対象年齢、レベル、定員、クラス編成その他教室運営に必要な事項は、運営者が決定します。

第23条（教室への登録および利用料）

1. 教室への継続的な受講登録を希望する者は、本施設受付または会員管理システムその他運営者が指定する方法により、各教室への申込みを行うものとします。
2. 教室への継続的な受講登録には、アリーナ会員への登録を必要とします。受講料その他の利用条件は、各教室の募集要項に定めます。
3. 教室では、原則として1人1回まで無料体験を設けるものとします。体験利用におけるアリーナ会員登録の要否、対象教室、申込方法その他の条件は、運営者が別途定めます。

第24条（開催日程、欠席および振替）

1. 教室の開催日程および開催回数は、各教室の年間スケジュールその他運営者が定める日程によるものとします。
2. 興行、催事、施設メンテナンスその他施設運営上やむを得ない場合、開催日程を変更し、または休講することがあります。
3. 運営者の都合による休講の場合の補講、振替または返金については、運営者が別途定める基準によるものとします。

第25条（クラス管理）

1. 曜日、時間またはレベル等によってクラスが設定されている場合、利用者は原則として登録したクラスを受講するものとします。
2. 運営者は、利用者の年齢、技能、レベル、定員その他の状況に応じ、クラスの変更または移動を案内することがあります。

第26条（教室の閉講・再編）

1. 参加者数が運営者の定める最低催行人数を下回った場合、講師等の確保が困難となった場合その他継続が困難な事情が生じた場合、運営者は教室またはクラスを休講、閉講、統合または再編することがあります。
2. 前項の場合、運営者は対象者に可能な限り事前に通知し、他クラスへの移行、返金その他必要な対応について案内します。

第6章 サークル

第27条（サークルの位置づけ）

1. サークルは、運営者または講師等が直接指導する教室とは異なり、参加者が主体となって自主的に運営する活動とします。
2. サークルの参加条件、参加料、月利用料その他必要な費用については、運営者が別途定めます。
3. サークルでは、有料による体験参加を設けることがあります。体験利用におけるアリーナ会員登録の要否、利用料、申込方法その他の条件は、運営者が別途定めるサークル案内に従うものとします。

第 28 条（活動回数および日程）

1. サークルの活動回数、活動日程、活動場所、振替その他の活動条件は、運営者が別途定めるサークル案内に従うものとします。
2. 興行、催事、施設メンテナンスその他施設全体の運営上やむを得ない事情がある場合、運営者は活動日程、活動場所その他の活動条件を変更することがあります。

第 29 条（サークル代表者）

1. 各サークルは、サークル代表者を 1 名以上定めるものとします。
2. サークル代表者は、サークルを代表して運営者との連絡および調整を行うものとともに、参加者に対する本規約、サークル案内その他施設利用ルールの周知に務めるものとします。
3. サークル代表者は、運営者がサークルの管理運営上必要とする情報または書類について、所定の方法により提出または更新するものとします。
4. サークル代表者の役割、提出事項その他必要な事項は、運営者が別途定めるサークル案内に従うものとします。

第 30 条（サークルの成立および年度更新）

1. サークル活動は、原則として登録参加者 5 名以上で成立するものとします。
2. サークルの活動承認は年度ごとに行うものとし、次年度も活動を希望する場合は、運営者が定める期日までに所定の申請を行い、改めて承認を受けるものとします。
3. サークルの活動条件、申請方法、活動日程、利用方法その他運営に必要な事項は、運営者が別途定めるサークル案内に従うものとします。

第 31 条（新規サークルの設立）

1. 新たにサークル活動を開始しようとする者は、運営者が定める方法により設立の申請を行い、運営者の承認を受けるものとします。
2. 新規サークルの設立にあたっては、第 30 条第 1 項に定める成立要件を満たすとともに、サークル代表者を定め、継続的かつ適正な活動が見込まれることを条件とします。
3. 設立申請の時期、提出事項、審査および承認その他新規サークル設立に必要な事項は、運営者が別途定めるサークル案内に従うものとします。
4. 運営者は、前各項の条件を満たさない場合、または施設運営上その他合理的な理由によりサークル活動を認めることが適当でないと判断した場合、設立を承認しないことがあります。

第 7 章 その他

第 32 条（個人情報の取扱い）

1. 運営者は、会員登録、各サービスへの申込みその他本事業の利用に伴い取得した利用者および保護者等の個人情報を、本事業の管理運営、会員・利用者管理、予約および料金管理、本事業に関する連絡、緊急時の連絡その他取得時に明示した目的の範囲内で利用します。
2. 運営者は、取得した個人情報を関係法令に従って適切に管理し、法令に基づく場合その他正当な理由がある場合を除き、本人の同意なく第三者へ提供しません。

第 33 条（通知）

運営者から利用者への通知は、本施設内への掲示、ホームページ、会員管理システム、電子メールその他運営者が適当と判断する方法により行います。

第 34 条（規約の変更）

1. 運営者は、法令の変更、本事業の内容変更、運営上の必要その他相当な理由がある場合、本規約を変更することがあります。
2. 本規約を変更する場合、変更内容および効力発生日を、本施設内への掲示、ホームページ、会員管理システムその他適切な方法により事前に周知します。
3. 変更後の規約は、周知した効力発生日から適用します。

附則

本規約は、2026 年 10 月 1 日より施行します。